

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十八号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に、「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。